

担当課名	クリーンセンター
案件名	2号燃焼室側壁耐火物修繕
案件の概要	2号燃焼室側壁耐火物の修繕を実施する。
随意契約の種類	随意契約
契約年月日	令和 4年 9月 7日
契約の相手方	大栄環境株式会社
契約金額	50,600,000 円（うち消費税 4,600,000 円）
契約期間	契約を行った日～令和 5年 3月 30日
随意契約とした理由	<p>本業務は、2号燃焼室側壁の耐火物の修繕を実施するものである。</p> <p>燃焼室は 900℃以上の燃焼ガスに晒されるため、定期的に耐火物の修繕を実施することが必要である。現焼却炉は令和 10 年度に予定する新施設への更新に向けて、修繕、機器更新が効果的かつ効率的な投資となるよう令和 3年度から 4年度にかけて集中的に取り組みを進めているところであるが、耐火物の損傷や膨出が確認され、早急に修繕を実施するものである。</p> <p>ごみ処理施設は特殊な設備により構成されており、その修繕には施設に精通した者による実施でなければならない。</p> <p>また、焼却炉の稼働を行いながら修繕を進めていく必要があり、安全性を確保しながら修繕を進めていかなければならず、今回の修繕の実施にあたっては日々搬入されるごみ量の推移も踏まえ、例年以上に厳密なスケジュール調整が必要となっている。</p> <p>以上のことから、当該業務を実施できるのは、現運転管理委託業者でもあり、機能・構造及び特性を十分に熟知しており修繕実績のある大栄環境株式会社しかない。よって、大栄環境株式会社と単独随意契約を締結するものとする。（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当）</p>